

若者応援給付金申請にかかるチェックリスト

1 就業形態

- ③ 個人経営事業所への就職

2 要件一覧

※以下の項目の全てに該当する必要があります。

■移住元の要件

☐	住民票を移す直前に連続して1年以上、三大都市圏等に在住し、かつ、三大都市圏等の事業所へ通勤していたこと。
--------------------------	--

■移住先の要件

☐	県内市町村に転入したこと。
☐	県において若者U・I・Jターン促進事業の詳細が公表された後に転入したこと。
☐	県内への転入時において、29歳以下であること。 ※転入した年度の3月末までに30歳となる者を含みます。 (4月1日が誕生日の方については、前日の3月31日に次の年齢を迎えるものとします。)
☐	若者応援給付金の申請時において、転入後1年以内であること。 ※ただし、人材確保支援策を活用して農林漁業の研修を受講した者については、研修期間を除いて転入後1年以内であること。
☐	転入先の市町村に、若者応援給付金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。 ※申請日から5年以内に転出した場合、若者応援給付金を受給した市町村に返還していただきます。

■就業先の要件

☐	県内の個人経営事業所に就業した者のうち、農林漁業又は医療福祉（看護師、保育士）事業等に係る移住先市町村が定める人材確保支援策を活用している。
☐	週20時間以上の雇用契約に基づいて対象事業所に就業していること。
☐	当該事業所に、若者応援給付金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 ※申請日から1年以内に辞めた場合、若者応援給付金を受給した市町村に返還していただきます。

■その他の要件

☐	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
☐	日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
☐	申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金及び若者応援給付金を受給していないこと。ただし、移住支援金及び若者応援給付金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市町村が認める場合を除く。
☐	県税に未納がないこと。